

事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則の一部を改正する規則

事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則（昭和四十四年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第三」を「職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十七号）第四条第二項」に改める。

別記様式中「~~表~~」を削り、「~~遷~~」を「~~遷~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。